

意見照会について

- ・ 第 1 回検討会の後に 1 週間程度の期間を設け、第 1 回検討会資料についての意見照会を行います。
- ・ 第 2 回検討会資料作成の参考といたしますので、第 1 回検討会資料に係るご意見をお寄せ下さい。

お名前	
-----	--

内容	ご意見等
ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準に関するご意見	
その他のご意見	